

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.26

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

2006(平成18)年度第2回会議開催

<日時> 2006(平成18)年9月15日(金)午後2時から午後5時まで

<場所> 京都市国際交流会館

<議題> 留学生の問題について

京都市には、大学などで学ぶ留学生が多く暮らしており、その数は5年前に比べて3割以上増加しています。留学生は、日常生活やイベントにおける交流を通じて、市民に他の国の言葉や文化に触れる機会を提供するなど、市民の国際理解の促進を図るうえで重要な役割を果たしています。また、将来にわたって、それぞれの母国と日本との友好関係を発展させる懸け橋となる貴重な存在です。

しかし、言葉や経済的な問題など、生活上の問題を抱えている留学生も少なくありません。会議では、すべての留学生が、京都で安心して勉学に励み暮らすことができるようにするには、どのような支援が必要なのかを話し合いました。

※過去5年間の京都市内の大学等に在籍する留学生数(各年度5月1日現在)

(単位:人)

国籍	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)
中国	1,787	1,844	2,450	2,272	2,299
韓国・朝鮮	532	607	637	637	691
アメリカ	98	97	125	132	119
タイ	76	95	93	85	87
ベトナム	38	48	69	81	79
インドネシア	63	76	68	60	62
マレーシア	45	46	38	52	49
ドイツ	45	36	55	47	51
フランス	22	27	34	40	40
その他	439	677	745	719	754
総数	3,145	3,553	4,314	4,125	4,231

留学生が抱える問題について、担当委員が報告した後、
各委員が意見を出し合いました。

留学生が抱える住宅やアルバイトの確保
に関する問題や、それらに対する支援につ
いて、委員自身の経験等を交えながら熱心
な意見交換が行われました。



担当委員の報告

京都では、特に中国からの留学生が多いが、自国と日本との所得格差によって経済状況は
大変厳しく、アルバイトをしなければ生活できない者が多い。しかし、日本語ができないため
採用を断われたり、中には、はじめから外国人という理由で門前払いされることもある。ま
た、情報不足でアルバイト先を探すのが難しい状況で、留学生にアルバイト先を紹介する窓
口があればとても助かる。

「京都地域留学生住宅保障制度」など、留学生に対する支援事業があるにもかかわらず、
制度の存在を知らない留学生も多く、情報が偏っているのを感じる。情報提供を充実させて
ほしい。

参考

京都地域留学生住宅保障制度の概要

京都市をはじめとする京都府内で学ぶ留学生の多くが、大学等が設置する留學
生用宿舎の数が限られているため、連帯保証人を必要とする民間住宅に入居しな
ければなりません。しかし、留学生にとって連帯保証人を確保することは困難であり、
そのことが民間住宅への入居の妨げになっています。

そこで、京都市、京都府、府内の大学などにより、「京都地域留学生住宅保証機構」
を構成し、留学生が民間住宅に入居する際に必要な連帯保証人となっています。

各委員の意見

- 留学生に対する国民健康保険料補助事業の申請者が少ないのは、制度の認知度が低いことが原因である。制度の周知をもっと十分に行うべきである。
- 住宅やアルバイトの確保は、留学生が生活するうえで大変大きな問題である。それらの有効な情報を留学生に提供する役割を果たす窓口が必要である。
- 留学生の生活に関する情報を提供できる窓口について、市は国など他の機関とも連携しながら考えていくべきである。
- 各大学は、学生にアルバイト情報を提供しているが、留学生が応募しても、外国人というだけで採用されないことがある。
- 各大学が情報を整理し、留学生を対象としたアルバイト情報を提供すれば、留学生がアルバイト先をより探しやすくなるだろう。
- 多くの留学生が問題を抱えており、中には精神的な問題にまで追い詰められてしまうこともある。大学や地域社会などで、気軽に留学生が相談できる窓口が必要である。
- 生活資金に困ってアルバイトをする必要がある留学生を一人でも減らすためには、奨学金制度はとても有効である。
- 日本語学校などで学んでいる就学生は、留学生と比べて支援制度において格差があり、生活は大変厳しい状況である。

参考

留学生のアルバイトについて

「留学」、「就学」の在留資格により日本に在留する外国人の方が、アルバイト等の就労活動を行う場合には、入国管理局で「資格外活動の許可」を受けることが必要です。「資格外活動の許可」を得れば、就労することが可能になりますが、活動時間や活動場所等についての制限があります。

① 活動時間の上限

ア「留学」の在留資格をもって在留する外国人（大学、専門学校等の学生である外国人）

・大学等の正規生、専門学校等の学生・・・1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間は1日につき8時間以内）

・大学等の聴講生・研究生・・・1週について14時間以内（教育機関の長期休業期間は1日につき8時間以内）

イ「就学」の在留資格をもって在留する外国人（日本語学校、高等学校等の学生である外国人）

1日について4時間以内

② 活動場所等の制限 風俗営業等に従事することはできません。

私費留学生の方は京都市外国人留学生 国民健康保険料補助を受けることができます。

京都市では、私費留学生の方の国民健康保険の保険料負担を少なくするため、月額700円（平成18年度）の補助金を支給しています。

補助を受けることができる方は、次の条件にすべて該当する人です。

- 京都市内に居住し、京都市の国民健康保険に加入していること。
- 京都市内の大学・短期大学に在学していること。
- 日本政府からの奨学金を受けていない私費留学生であること。
- 外国人登録の在留資格が「留学」であること。
- 国民健康保険料を納めていること。

補助の期間は、4月から翌年3月までの1年間で、国民健康保険の加入期間中です。申込みは毎年必要です。

詳しくは、(財)京都市国際交流協会にお問い合わせください。

(財)京都市国際交流協会

〒606-8536 京都市左京区栗田口鳥居町2-1 TEL (075) 752-3511

●事務局からのお知らせ●

本ニュースレターや懇話会に関する御意見などがございましたら、下記までお寄せください。

(懇話会の会議はどなたでも傍聴することができます。)

また、懇話会ニュースレターのバックナンバーを御希望の方は、下記までお問い合わせください。

京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市総務局国際化推進室
TEL075-222-3072 FAX075-222-3055
ホームページ: <http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/>
Eメール: kokusai@city.kyoto.jp